



◆◆◆ 税を考える週間(11月11日～17日) ◆◆◆

「署長講演会」開催のご案内

当会は、会員の皆様に“身近な税に関心を持っていただきたい”と毎年この時期に渋谷税務署長に講師をお願いして『講演会』を開催しております。皆様お誘い合わせの上、ご来場下さるようお願い申し上げます。

なお、『講演会』終了後、意見交換会を開催いたします。併せて多数ご参加下さるよう、ご案内申し上げます。

<テーマ> 「税金のはなし(仮題)」

<講師> 渋谷税務署 署長 板倉弘至氏

<日時> 11月21日(火)「渋谷税務署長講演会」 午後3時30分～4時30分
「意見交換会」 午後5時00分～6時30分

<講演会・場所> 渋谷区立商工会館 2階・大研修室

<意見交換会・場所> 南国酒家・原宿本店
(渋谷区神宮前6-35-3 B1F TEL 3400-0031)

<定員> 60名 (会員以外の方もご参加いただけます)

<参加費> 講演会 無料 意見交換会 6,000円

会員・一般納税者向け「税務講習会」

『税を考える週間』行事として、地域の皆様に関心のある税金についての講習会を行っております。多数のご参加をお待ちしています。

<テーマ> 「相続税について」

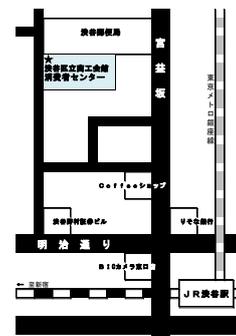
<講師> 東京税理士会 渋谷支部 当会会員税理士先生

<日時> 11月17日(金) 午後2時～3時30分

<場所> 渋谷区立商工会館 5階 第一会議室
渋谷区渋谷1-12-5

<定員> 60名 (会員以外の方もご参加いただけます)

<参加費> 無料



今月の税務関係期限のご案内

- 地方税関係（区役所・都税事務所関係）

令和5年10月31日

- ・ ・ ・ ・ 住民税（普通徴収・第3期）
- ・ ・ ・ ・ 国民健康保険料（普通徴収・第5期）

電子帳簿保存法が令和6年1月からスタートします

- 電子データでやりとりした請求書・領収書等を電子データのまま保存する必要があります。

- ・ 請求書、領収書、見積書、契約書等を電子データでやりとりしていたものを、これからは電子データのまま保存します。
 - ・ ファイル形式（PDFやスクリーンショット）で保存する。
 - ・ 日付、金額、取引先で検索できるようにする等の対応が必要。
- ※プリントアウトするなど紙保存では正しく保存になりません。
※詳しくは事務局までお問い合わせください。

～ 年 内 に 記 帳 指 導 を 受 け て く だ さ い ～

※確定申告期間中の記帳指導はおこなっておりません。11月までに必ず記帳指導をお受けください。

※本年より、会計ソフトにて記帳をスタートしたい方は、10月中にご予約にて来所ください。
会計ソフトの種類については、電話予約の際にご相談ください。

※令和5年中にマイナンバーカードの申請をお願いします。区役所の混雑が予想されますので早めの対応をお願いします。ご自身のマイナンバーカードで「e-Tax」を始めましょう。

※10月1日からインボイス登録した方は、3カ月（10、11、12月分）の申告があります。
記帳の仕方等、年内に指導を受けてください。

※前年、前々年の課税売上が1千万円を超えた方は、消費税課税事業者届出書（基準期間用）をすみやかに税務署に提出する必要があります。一般課税、簡易課税によって納税額も変わってきます。試算の必要がありますので、ご予約のうえご来所ください。

※インボイス事業者登録をされた方は、事前に記帳指導を受けてください。

※記帳指導は事前予約された方のみ（お一人様50分）とさせていただきます。

●事務局からのお知らせ●

◆◇ 11月の税務相談日 ◇◇

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

<日時> 11月15日(水) 午前10時～午後4時 (お一人約1時間を予定)

<場所> (一社)渋谷青色申告会館 <費用> 無料

令和6年版「会員必携」の配布について

◎ ご希望の方は事務局までご連絡ください。

★ お申込み、お問合せは事務局までTEL：03(3463)7043

◆ 小規模企業共済制度のご案内 ◆

★小規模企業共済とは・個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。

共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。

不動産所得のみの方は事業的規模が必要です

★共済掛金は・・・月額1,000円～70,000円（500円単位）で加入後の変更も可能です。半年払い、年払いもOK！

掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。

★共済金の受取りは・・・個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員（役員）の退任、死亡、老齢給付等一括受取は退職所得・分割受取りは雑所得（公的年金等）

受取るときも節税のメリットがあります。

※6ヶ月未満は掛け捨てとなります。

◆ ご存じですか 青色申告会の福利厚生・共済制度 ◆

◎各種青色共済保険・・・青色共済・東京青色医療保険・東京青色傷害保険・自転車保険など

◎労働保険・小規模企業共済・中退共制度・国民年金基金・・・加入窓口

◎アフラック・大樹生命・・・保険料団体割引

◎PL 保険（生産物賠償責任保険）・・・加入窓口

◎三井住友トラスト VISA ゴールドカード

◎パナソニックホームズ・・・新築・リフォーム・管理・売却相談

◎ラフォーレ倶楽部・・・会員価格での宿泊

◎日本旅行・目黒雅叙園・TOKYO ディズニーランド・サンリオピューロランド

◎ミツウロコヴェッセル・・・光熱費の見直し

◎ルネサンス&コナミスポーツ・メガロス・・・スポーツクラブ会員割引

◎東京都火災共済・関東自動車共済

◎白石薬品・・・家庭常備薬の斡旋

令和5年分 年末調整について

〈給料等や税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税の納期限〉

○「納期の特例」の承認を受けていない場合

令和5年12月支払分 令和6年1月10日（水）まで

○「納期の特例」の承認を受けている場合

令和5年7月から12月支払分 令和6年1月22日（月）まで

インボイス制度について

○「インボイス制度」の開始時期

令和5年10月1日（日）から開始されました。

○今後「登録申請」をしたい方は、開始日を指定することが出来ます（申請書提出日から15日以後の日）。事務局にお問い合わせください。

●都税事務所からのお知らせ●

昨年度に引き続き、令和5年度も

小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23区内



減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りです。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和5年12月28日です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所